

障害児通所支援の概要

種類	内容	対象者
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練、その他必要な支援を行います。	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

障害児支援利用計画の作成

児童福祉法の改正により、原則として、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画がなければ、上記の障害児通所支援の利用ができないこととされました。

障害児支援利用計画は、ケアマネジメント手法を活用し、障害児のニーズや置かれている現状を勘案して、福祉、保健、医療、教育等の総合的な視点から、地域での自立した生活を支えるために作成するものです。

また、障害児通所支援を利用するための手続においても、障害児支援利用計画（案）の内容を参考にすることが、障害児の受けるサービスを必要かつ十分なものとするために有益であると考えられています。

障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助

区 分	内 容	対 象 者
障害児支援 利用援助	<p>次の①、②のいずれも行うものをいいます。</p> <p>① 通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した障害児利用計画案を作成すること。</p> <p>② 通所給付決定若しくは通所給付決定の変更の決定後に、指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、通所給付決定に係る障害児通所支援の種類及び内容、担当者その他の他、厚生労働省令で定める事項を記載した障害児支援利用計画を作成すること。</p>	通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の保護者
区 分	内 容	対 象 者
継続障害児 支援利用援助	<p>通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内において、当該者に係る障害児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、*モニタリング期間ごとに、障害児通所支援の利用状況を検証し、その結果及び当該通所給付決定に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行います。</p> <p>① 障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等の便宜を供与。</p> <p>② 新たな通所給付決定若しくは通所給付決定の変更の決定が必要と認められる場合において、当該給付決定等に係る障害児の保護者に対し、給付決定等に係る申請の勧奨を行う。</p>	指定障害児相談支援事業者が提供した障害児支援利用援助により障害児支援利用計画が作成された通所給付決定保護者（ただし、指定障害児相談支援事業者以外の者が障害児支援利用計画案を作成した場合には、継続障害児支援利用援助の対象外）。

なお、障害児相談支援については、障害者自立支援法の計画相談支援と同様に、相談支援の提供体制を考慮し、平成24年度から段階的に対象を拡大し、平成27年3月末までに原則としてすべての障害児通所支援利用者を対象とする取扱いとなっています。